

令和3年電子ジャーナル・データベース利用 (Lippincott Williams & Wilkins社分) 契約書(案)

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 理事長 吉川伸治（以下「発注者」という。）と落札業者（以下「受注者」という。）との間に、電子ジャーナル・データベースの利用について、契約を結ぶものとする。

(契約の内容)

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 契約の目的 受注者は、発注者の各機関に所属し、発注者が指定するサイト利用資格者に対して、所定の条件で電子ジャーナル・データベースの利用を認める。
- (2) 物品の内容 別表のとおり
- (3) 契約金額 金 円（税込）
- (4) 契約期間 令和3年1月1日から令和3年12月31日
- (5) 利用場所 地方独立行政法人神奈川県立病院機構内の各病院
- (6) 契約保証金 免除する。
- (7) 代金支払場所 株式会社三井住友銀行横浜支店

(業務の報告及び検査)

第2条 受注者は、発注者施設において支障なく電子ジャーナル・データベースが閲覧できるよう、発注者に契約締結後のアクティベーション等にかかわる連絡を速やかに行うものとする。発注者は連絡を受けた後、閲覧可能を確認するための検査を行うものとする。

(代金の支払方法)

第3条 代金は、前条の検査完了後、受注者の適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に、第1条第3号に定める金額を支払うものとする。

(閲覧障害)

第4条 受注者は、電子ジャーナル・データベースが正常に閲覧できなかった場合は、通信設備等の責めに帰すべき理由又は災害その他やむを得ない理由があると発注者が認めたときを除き、1日につき当該タイトルの契約金額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）（以下「遅延利息率」という。）で計算した額を違約金として、発注者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡)

第5条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

(秘密の保持等)

第6条 発注者は、この契約の履行に際し知り得た受注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(受注者の解除権)

第7条 受注者は、発注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除できるものとし、このために発注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

- (1) 発注者の責に帰すべき事由により契約期間内に電子ジャーナル・データベースの利用を完了する見込みがないとき、又はその他契約条項に違反し、この契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 第2条の規定に基づく検査に不合格となり、受注者の再度の検査においても、不合格となったとき。

(談合その他不正行為による解除)

第8条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者はこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が発注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。
 - (2) 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（発注者に対してされたものに限る。））が確定したとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、発注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(賠償の予約)

第9条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者が契約を解除するかどうかを問わずに、賠償金として、売買代金の100分の15に相当する額を受注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、受注者に生じた実際の損害額（以下「損害金」という。）が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第10条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、賠償金等の額に、賠償金等の額につき受注者の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日までの日数に応じ遅延利息率で計算した額（以下「遅延利息」という。）を加えた額を徴収する。

- 2 前項に基づき発注者が受注者に賠償金等、及び売買代金支払日までに遅延利息がある場合は当該遅延利息を支払うべき場合で、受注者が発注者に支払うべき売買代金が未払いのとき

は、受注者は、売買代金から当該賠償金等並びに当該遅延利息を控除した額を発注者に支払う。なお、売買代金から当該賠償金等並びに当該遅延利息を控除して不足があるときは、その不足額を、受注者は別途徴収する。

(業者調査への協力)

第11条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第12条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

- (2) 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。

- (3) 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。

- (4) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、売買代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 前2項の規定は、受注者が次の各号に該当するときに準用する。

- (1) 受注者がこの契約履行にあたり、反社会的勢力と関係を持ったとき。

- (2) 契約締結後に受注者が反社会的勢力であることが判明したとき及び反社会的勢力が直接又は間接的に受注者を支配するに至ったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第13条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

- 4 受注者は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注

者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

(賠償の予約)

第14条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかを問わずに、賠償金として、売買代金の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第15条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、賠償金等の額に、賠償金等の額につき発注者の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日までの日数に応じ遅延利息を加えた額を徴収する。

2 契約金が未払の場合にあつては、賠償金等及び売買代金支払日までに遅延利息がある場合はその遅延利息を、発注者が支払うべき売買代金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、発注者は別途徴収する。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第17条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、病院機構会計規程に基づくほか、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者、受注者両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県横浜市中区本町2丁目22番地
地方独立行政法人神奈川県立病院機構
理事長 吉川 伸治 印

受注者 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印